

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく  
困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて

下記の事由に該当する場合、特別休暇（災害時休暇）として取り扱うこととします。

本件に係る特別休暇（災害時休暇）の取得にあたっては、総務課人事・労務係に連絡するとともに、必要書類を提出いただくことになります。

なお、本案件にかかる特別休暇（災害時休暇）の取得可能期間は、全教職員「必要と認められる期間」とします。

記

- (1) 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留（感染症指定医療機関に入院を委託して実施すること等）の対象となった場合
- (2) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

【担当】

総務課人事・労務係

電話 0155-49-5219

メール syokuin@obihiro.ac.jp